

令和2年5月26日  
川崎市港湾局

関係者各位

緊急事態宣言の解除後の港湾局窓口業務の感染防止対策及び市民利用施設の開館、再開について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の緊急事態宣言の解除後における「本市行政運営方針」に基づき、港湾局においては基本的な感染防止対策を継続し、別紙1のとおり窓口業務を行うことといたします。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため閉鎖していた港湾局市民利用施設及び公園内駐車場については一部施設を除いて、別紙2のとおり順次開館・再開いたします。

開館・再開する施設のご利用にあたっては、当面の間「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、利用者間の身体的距離の確保、咳エチケット、手洗い・消毒、利用者の体温測定等の感染防止対策にご協力くださいますようお願いいたします。

また、施設における「3つの密」を避けるため、イベント、試合等の催物の開催（施設の専用利用）については、神奈川県実施方針や各団体のガイドライン等に準じた対応をお願いいたします。

- 1 港湾局窓口業務の感染防止対策について  
（別紙1のとおり）
- 2 港湾局市民利用施設及び公園内駐車場の開館、再開等について  
（別紙2のとおり）

各業務及び施設の使用制限等の詳しい状況については、別紙一覧の各所管課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

（なお、施設の新たな再開に関する情報や、イベントの開催に関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、下記の市ホームページ等を通じ、市民の皆様に随時情報提供を行います。）

○市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報リンクページ」  
アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000116186.html>

港湾振興部庶務課担当  
電話 044 (200) 3048  
FAX044 (200) 3981